

## 随意契約理由書

1 業 務 名	阪神高速道路の表面保護材料の性能確認試験及び調査研究業務
2 業 者 名	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所
3	

本業務は、阪神高速道路の表面保護材料の材料および工法に対して、剥落防止性能を有する透明F種の規定化、C種要求性能レベルの評価の高度化を目的として、事前に阪神高速道路にて公募した材料を用いて各種の力学性能確認試験および耐久性に関する確認試験を実施し、試験結果を踏まえてF種およびC種に対する要領改定案を作成する。さらに、過年度提案された断面修復工の要求性能レベルに関する課題に対応し、要領案を作成する。なお、高度な調査研究や審査に際しては有識者委員会を組織し、課題の抽出及び課題に対する検討を行うものである。

したがって、本業務を行うにあたっては、

① 阪神高速道路構造物に対する表面保護工に関して技術的知見を有していること。

② 当社の技術審議会\*の審議が円滑に進むために必要な事前審議を実施できること、かつ、その実施体制を組織できること。

の両方が求められる。(※: <https://www.hanshin-exp.co.jp/company/kigyou/council/index.html>)

一般財団法人阪神高速先進技術研究所(旧 一般財団法人 阪神高速道路技術センター)は、

① 過年度に実施した業務において、阪神高速道路の表面保護工の種別C種、F種および断面修復材に関する要領改定の検討を実施している。また、F種については阪神高速道路の実橋梁の現地踏査により施工済F種のひび割れ可視性を確認しているなど、阪神高速道路構造物に対する表面保護工とその要領制定の検討経緯に精通している。

② 当社の技術審議会の委員および顧問をメンバーに含む有識者委員会を有し、事前審議ができる。

よって、本業務の契約相手方として、一般財団法人 阪神高速先進技術研究所を選定し、当該法人以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したところ、参加意思確認書の提出者がいなかった。

よって、阪神高速道路株式会社契約規定第2条第2号の規定により、一般財団法人 阪神高速先進技術研究所と随意契約するものである。

以 上

阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。